

益城町産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、本町における産業支援サービス業等の立地を促進し、地域経済の活性化及び町民の雇用機会の拡大を図ることを目的として、町内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンテンツ産業 放送、映画、音楽、漫画、アニメ、ゲーム等の知的生産物の制作を行う事業をいう。
- (2) 産業支援サービス業務施設 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定めるインターネット付随サービス業、情報サービス業、機械修理業、電気機械器具修理業及びコンテンツ産業を営むための事業所をいう。
- (3) 広域的業務拠点施設 複数の市町村の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファイナンスセンター等で、町長が認めるものをいう。
- (4) 事業所 産業支援サービス業務施設及び広域的業務拠点施設をいう。
- (5) 立地企業 町内に事業所を新設又は増設する企業で、町との間に立地協定を締結するものをいう。
- (6) 固定資産 事業の用に供する建物及び設備で、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産のうち、土地を除くものをいう。
- (7) 投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額をいう。
- (8) リース資産 第6号の固定資産を法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引により導入するものをいう。
- (9) 投下リース資産額 前号のリース資産の取得価額をいう。
- (10) 雇用者 1年以上引き続き常時雇用される者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険被保険者をいう。

- (11) 新規雇用者 事業所の開設に伴い新たに雇用する者(既に雇用されている者であって、転勤等により当該事業所に従事する者も含む。)のうち、町内に住所を有する者をいう。
- (12) 新規雇用者数 操業開始日から3年を経過する日の前日まで、1年ごとに、新規雇用者に係る雇用期間(3月以上継続している期間に限る。)の延べ月数を12で除して得た数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)をいう。
- (13) 正社員 第11号の新規雇用者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第14条に規定する労働契約において期間の定めのない、町内に住所を有する常用従業員をいう。
- (14) 非正規社員 第11号の新規雇用者のうち、前号の正社員を除く町内に住所を有する者をいう。
- (15) 新設 新たに町内に事業所を設置すること、若しくは既に町内に事業所を有する者が当該事業所の敷地以外に新たに事業所を設置すること、又は既に町内に事業所を有する者が新たに当該事業所と異なる業務の事業所を設置することをいう。
- (16) 増設 既に町内に事業所を有する者が、既存の事業所の操業を継続し、かつ、事業拡充のため、既存の事業所を拡張することをいい、新設以外のものをいう。

(対象期間)

第3条 この補助金は、この要綱の施行の日以後に立地協定を締結し、かつ、立地協定から3年以内(立地企業が建物の新設を行う場合は5年以内)に操業を開始した立地企業に交付する。ただし、天災地変(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第97条に規定する激甚災害)により操業に遅れが生じた場合は、操業開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付要件、補助金の額等)

第4条 補助金の交付要件、補助金の額等は別表2のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる投下固定資産額及び投下リース資産額は、固定資産台帳の取得年月日及びリース契約の契約年月日が前条の立地協定締結日から操業開始日の間のものに限る。

(適用事業所及び指定の申請)

第5条 町長は、新設又は増設された事業所が前条の規定に該当するときは、当該事業所をこの要綱を適用する事業所(以下「適用事業所」という。)として指定する。

- 2 前項の規定による適用事業所の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業所の操業開始30日前までに適用事業所指定申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に

対し、適用事業所指定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（事業開始の報告）

第6条 適用事業所指定書の交付を受けた者は、当該適用事業所の操業開始後10日以内に事業開始報告書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第7条 適用事業所指定書の交付を受けた者は、適用事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から10日以内にそれぞれ当該各号に定める報告書を町長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画の内容について変更を生じた場合は、事業計画変更報告書（別記第4号様式）
- （2） 事業を休止し、又は廃止した場合は、事業休止・廃止報告書（別記第5号様式）
- （3） 事業を再開した場合は、事業再開報告書（別記第6号様式）

（補助金の交付申請）

第8条 規則第3条の申請書は、益城町産業支援サービス業等立地促進補助金交付申請書（別記第7号様式）によるものとし、添付書類は次の各号のとおりとする。

- （1） 益城町産業支援サービス業等立地促進補助金事業実績報告書（別記第8号様式）
- （2） 労働者名簿
- （3） 適用事業所の固定資産の取得及び賃借に係る契約書及び領収書の写し
- （4） 適用事業所に係る回線使用料の領収書の写し

2 前項の申請書の提出期限は、初年分にあつては操業開始日から1年を経過する日から14日以内、2年目分以降にあつては、当該初年分提出期限に対応する日以内とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び実施検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定する。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知は、益城町産業支援サービス業等立地促進補助金交付決定及び補助金額の確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第11条第3項の請求書は、益城町産業支援サービス業等立地促進補助金交付請求書（別記第10号様式）によるものとする。

（適用事業所の指定取消し）

第11条 町長は、適用事業所が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の適用事業所の指

定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により指定を受けた場合
- (2) 事業計画の変更等により、補助要件を満たすことができなくなった場合
- (3) 変更手続によることなしに指定を受けた事業所設置の内容を変更した場合
- (4) 立地協定締結後、第3条に規定する対象期間内に操業を開始しない場合
(補助金の返還)

第12条 町長は、適用事業所が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業開始後、5年以内に事業を廃止若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状態にあると認められる場合
- (2) 第4条の指定要件に該当しなくなった場合
- (3) その他町長が必要と認める場合
(財産処分の制限)

第13条 第9条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、本補助事業により取得した財産については、別に定める期間、町長の承認を受けないうで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に規定する別に定める期間は、次のとおりとする。

財産名	財産の処分を制限する期間
第2条第7号に規定する固定資産	それぞれの減価償却資産としての耐用年数

(証拠書類の保管期間)

第14条 補助対象事業者は、本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助対象期間の翌年度から5年間保管しなければならない。

(重複受給の禁止)

第15条 本補助金は、益城町企業立地奨励金交付要綱（令和3年益城町告示第17号）に基づく奨励金と重複して受けられないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和3年3月15日告示第18号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日 告示第 42 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に適用事業所の指定を受けたものについて適用し、同日前に適用事業所の指定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表 1（第 3 条関係）

操業開始期日の延長期間	対象立地企業
操業開始期日から最長 1 年間	災害発生日以前に立地協定を締結しており、操業開始期日までに期日延長の申出書（以下「申出書」という。）を提出した企業

※ 申出書には、り災証明書を添付するものとする（り災証明書の添付ができない場合は、本町が発行する被災証明書を添付するものとする。更に被災証明書も添付できない場合は、被災状況等が分かる写真を添付するものとする。）。

※ 申出書には、被災した施設又は設備について、工事請負業者や機器保守点検メーカーからの「施設・設備の復旧に要する期間についての証明書（以下「証明書」という。）」を添付するものとする（証明書の添付ができない場合は、施設・設備の復旧に要する期間が確認できる書類を添付するものとする。）。

別表 2（第 4 条関係）

対象事業所	交付要件	補助金の額	限度額
産業支援サービス業務施設又は広域的業務拠点施設	投下固定資産額と投下リース資産額の合計が 100	投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に 1 / 3 を乗じて得た額	100 万円を上限とする。
	万円以上、かつ、新規雇用者数 3 人以上	1 事業所の月の賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。）に 1 / 2 を乗じて得た額（操業から 4 年間）	1 年間の補助金の額の合計は、100 万円を上限とする。

		2 事業の用に供する専用通信回線使用料及びクラウドサービス利用料に1/2を乗じて得た額 (操業から4年間)	
		年間の正社員数に20万円を乗じて得た額及び年間の非正規社員数に10万円を乗じて得た額(操業から3年間)	1年間の補助金の額は、200万円を上限とする。

※ 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てる。